

別 紙

第1 会派分

1 自由民主党京都府議会議員団

- ・ 府議会各委員会の管内調査又は管外調査での意見交換等に係る飲食代に充当されている支出については、目的外支出と判断した。
- ・ 会派の全議員が加入している農政推進同志会他22の議員連盟に対し議員連盟研修会負担金が支出されているが、領収書等で支出が確認できない経費、飲食を主目的とする懇談会等への出席に係る経費及び会議に引き続く飲食代が参加会費に含まれ不可分な場合の5,000円を超える部分は、目的外支出と判断した。
- ・ 講師分を除く弁当代は、目的外支出である。
- ・ 退職手当の支払準備のための積立金は、実費弁償の趣旨から目的外支出と判断した。
- ・ 資料購入費のうち平成19年度支出は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、インターネット利用料金

2 民主党・府民連合京都府議会議員団

- ・ 府議会各委員会の管内調査又は管外調査での意見交換等に係る飲食代に充当されている支出については、目的外支出と判断した。
- ・ 毎月テーマを設定し会派の全議員に対して、府政実状調査委託経費及び府政意見・要望調査委託経費が支出されている。支出経費の精算報告がなく、各議員の具体的な経費の使途が確認できなかったが、各議員に委託した調査テーマに関する報告書等は確認できたため、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
なお、このような会派の全議員に対し、現金で毎月交付するという形態は、議員分の政務調査費との区分が不明瞭であり、誤解を招きやすい経理処理であるため、改善を検討されたい。

3 日本共産党京都府議会議員団

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料（食事代が含まれた宿泊料のうち食卓料に相当する額。以下同じ。）は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代、茶菓代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 広報資料として配付先が明確なものを除き、各1部を超える新聞購読料は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。

4 公明党京都府議会議員団

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費及び議員個人あての領収書に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 府議会各委員会の管内調査又は管外調査での意見交換等に係る飲食代に充当されている支出については、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食代は、目的外支出である。
- ・ 謝礼先等が明らかでない商品券・ギフト券の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 各1部を超える議会手帳及び府職員録の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、タクシー料金、高速料金、駐車料金、電話料金

なお、「仮払精算」として、会派の各議員が立て替えた経費について、年度末に会派の政務調査費として精算するという形態は、議員分の政務調査費との区分が不明瞭であり、誤解を招きやすい経理処理であるため、改善を検討されたい。

5 京都府議会新政会

- ・ 府議会各委員会の管内調査又は管外調査での意見交換等に係る飲食代に充当

されている支出については、目的外支出と判断した。

- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、電話料金

第2 議員分

1 新井進議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
ガレージ代、人件費

2 武田祥夫議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 食事代及び茶菓代に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 議員の被用者でない者の研修参加に要する経費は、目的外支出である。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、電話料金、事務機器リース代

3 田坂幾太議員

- ・ 事務機器リース代が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。

4 田中卓爾元議員

- ・ 政務調査目的との関連が薄い雑誌購読料は、目的外支出と判断した。
- ・ 日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、事務機器リース代、コピー代、備品購入費

5 林田洋議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 支払内容が不明で、支出が確認できない経費は、目的外支出である。
- ・ 書籍の購読料の前払いについて、議員の任期を超える部分に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
ガソリン代、光熱水費、テレビ受信料、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金

6 石田宗久議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 本人から誤って計上したと申出のあった経費は、目的外支出とした。
- ・ 飲食を主目的とする懇談会等に係る経費は、目的外支出と判断した。

- ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える経費を目的外支出と判断した。
- ・ 個人として加入している団体等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 各1部を超える議会手帳及び府職員録の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 政務調査活動との関連が認められない物品購入費は、目的外支出である。
- ・ 車両の維持経費、損害保険料、電報代、茶菓子代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。これらに係る郵送費も同様である。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 交通費、タクシー料金、駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、
 ガレージ代、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、
 インターネット利用料金

7 梅木紀秀議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 駐車料金、ガレージ代、電話料金、インターネット利用料金、人件費

8 北岡千はる議員

- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。これらに係る郵送費も同様である。
- ・ 清掃用品及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガソリン代、光熱水費、
 テレビ受信料、電話料金、事務機器リース代、コピー代

9 澤照美元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 手みやげ代及び謝礼先等が明らかでない謝礼品等の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食代、車両のリース代、車両の維持経費、損害保険料及び政務調査目的との関連が薄い物品の購入経費は、目的外支出である。
- ・ 町内会費、玄関インテリア代、生花代、茶菓代及び日常生活用品等に係る経費は目的外支出である。
- ・ 領収書のあて先が異なり、本人からの支払が確認できない新聞購読料は、目的外支出である。また、各1部を超える新聞購読料は、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 交通費、タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、
 ガレージ代、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金、
 事務機器リース代、人件費

10 光永敦彦議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 電話料金、人件費

- 11 植田喜裕議員
- ・ 政党活動に係る団体の研修参加費は、目的外支出である。
 - ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える部分を目的外支出と判断した。
 - ・ 日常生活用品に係る経費は、目的外支出である。
 - ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- 12 原田完議員
- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
 - ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
 - ・ 名刺代は、目的外支出である。
 - ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
 - ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
駐車料金、事務所賃借料、人件費
- 13 水口洋元議員
- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
 - ・ 政務調査目的との関連が薄い新聞購読料は、目的外支出と判断した。
 - ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、電話料金、
事務用品賃借料、事務機器リース代、コピー代、備品購入費、人件費
- 14 高山寛元議員
- ・ 清掃用品に係る経費は、目的外支出である。
 - ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、事務所賃借料、ガレージ代、電話料金、事務機器リース代、
人件費
- 15 菅谷寛志議員
- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
 - ・ 飲食を主目的とする懇談会等への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
 - ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える部分を目的外支出と判断した。
 - ・ 車両の維持経費は、目的外支出である。
 - ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。これらに係る郵送費も同様である。
 - ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、光熱水費、
電話料金、人件費
- 16 本庄孝夫元議員
- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
 - ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
 - ・ 名刺代は、目的外支出である。
 - ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
 - ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
ガレージ代、電話料金、人件費
- 17 松尾忠昌元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食代及び茶菓代は、目的外支出である。
- ・ 飲食を主目的とする懇談会等への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える経費を目的外支出と判断した。
- ・ 損害保険料及び人件費支出の対象とならない者が使用したガソリン代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 交通費、タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガソリン代、ガレージ代、電話料金、インターネット利用料金、備品購入費、人件費

18 小巻實司議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 支払内容が不明で支出が確認できない経費は、目的外支出である。
- ・ レタックス代及び領収書等のあて先が異なり本人からの支払が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 各1部を超える議会手帳及び府職員録の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 タクシー料金、事務所賃借料、電話料金、人件費

19 西脇郁子議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 駐車料金、電話料金、人件費

20 角替豊議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 謝礼先等が明らかでない商品券等の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食代、手みやげ代、年賀状印刷代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 各1部を超える新聞購読料は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える額を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 交通費、タクシー料金、ガソリン代、事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金、事務機器リース代

21 西田昌司元議員

- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。これらに係る郵送費も同様である。
- ・ 人件費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。

22 山内佳子議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、

目的外支出と判断した。

- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
駐車料金、電話料金、人件費

23 加味根史朗議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
ガレージ代、人件費

24 熊谷哲議員

- ・ 本人から誤って計上したと申出のあった経費は、目的外支出とした。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、タクシー料金、ガソリン代、事務所管理費、資料等保管庫使用料、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金、レンタルサーバー代、事務機器リース代、備品購入費

25 小林弘明議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 本人から誤って計上したと申出のあった経費は、目的外支出とした。
- ・ 茶菓代及び政務調査目的との関連が薄い新聞購読料は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。これらに係る郵送費も同様である。
- ・ 人件費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。

26 佐藤宏元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食代、茶菓代及び日常生活用品等は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、ガレージ代、テレビ受信料、電話料金、携帯電話料金、事務機器リース代、人件費

27 島田敬子元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 各1部を超える新聞購読料は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
駐車料金、電話料金、人件費

28 近藤永太郎議員

- ・ レタックス代及び飲食を主目的とする懇談会等への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。これらに係る郵送費も同様である。
- ・ 名刺代、清掃用品及び生花に係る経費は、目的外支出である。

- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 交通費、ガソリン代、事務所賃借料、光熱水費、電話料金、
 事務機器リース代、備品購入費、人件費

29 佐川公也議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 本人から誤って計上したと申告のあった経費は、目的外支出とした。

30 田淵五十生議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 町内会費は、目的外支出である。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、光熱水費、電話料金、
 インターネット利用料金及び電気工事代

31 久守一敏元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 駐車料金、ガレージ代、事務所賃借料、電話料金、インターネット利用料金、
 人件費

32 前波健史議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食を主目的とする懇談会等への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代、車両の維持経費、政務調査目的との関連が認められない物品及び日常生活用品に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 高速料金、ガソリン代、事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、
 テレビ受信料、事務機器保守料

33 松尾孝議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 ガソリン代、ガレージ代、電話料金、人件費

34 山口勝議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 謝礼先等が明らかでない謝礼品等の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食を主目的とする懇談会等への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 公職選挙法勉強会の駐車料金は、目的外支出である。

- ・ 名刺代、飲食代、茶菓代及び手みやげ代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 駐車料金、事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、テレビ受信料、通信費、電話料金、携帯電話料金、備品購入費、人件費

35 渡辺邦子議員

- ・ 飲食を主目的とする懇談会への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代及び茶菓代は、目的外支出である。
- ・ 各1部を超える議会手帳及び広報ノートの購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 交通費、駐車料金、ガレージ代、電話料金、インターネット利用料金、事務用品リース代、備品購入費

36 家元丈夫議員

- ・ 領収書等で支出を確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 政党活動に係る交通費は、目的外支出である。
- ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ ガソリン代が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。

37 大橋健元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食を主目的とする懇談会への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 個人として加入している団体の会費は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 事務機器維持費、FAX用品購入費、備品購入費

38 齋藤彰元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ レタックス代及び飲食を主目的とする懇談会等への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食代、茶菓代及び日常生活用品に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 交通費、タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガソリン代、宿泊料、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金、くみ取り料、備品購入費、人件費

39 千歳利三郎議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、政務調査目的以外の印刷製本代は、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
 借地料、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、人件費

40 中島則明議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ レタックス代は、目的外支出と判断した。
- ・ 領収書等のあて先が異なり、本人からの支払が確認できない新聞購読料は、

目的外支出である。

- ・ 名刺代、掲載内容が確認できなかった暑中見舞いの葉書代、茶菓子代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 「選挙法・政治資金法の手引き」の購入代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
ガソリン代、電話料金、事務機器リース代、人件費

41 梅原勲元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 清掃用品に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、高速料金、ガソリン代、光熱水費、インターネット利用料、ガレージ代、テレビ受信料、電話料金、くみ取り料、人件費

42 前窪義由紀議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 旅費のうち日当は、実費弁償の趣旨から目的外支出である。また、食卓料は、目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
駐車料金、ガレージ代、電話料金、インターネット利用料、人件費

43 村井弘議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食を主目的とする懇談会への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 会議に引き続く飲食代が含まれ不可分な場合は、参加経費に5,000円を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 名刺代、飲食代、茶菓代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 各1部を超える新聞購読料は、目的外支出と判断した。
- ・ 1部を超える府職員録の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガソリン代、宿泊料、事務所賃借料、貸倉庫代、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、人件費

44 村田正治議員

- ・ レタックス代及び政務調査目的との関連が薄い新聞購読料は、目的外支出と判断した。
- ・ 茶菓代、生花代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
事務所賃借料、ガレージ代、携帯電話料金、備品購入費、人件費

45 山本正義議員

- ・ 飲食を主目的とする懇談会への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ レタックス代は、目的外支出と判断した。また、食事代が含まれた宿泊料は、食卓料に相当する部分を目的外支出と判断した。
- ・ 車両の維持経費及び損害保険料は、目的外支出である。
- ・ 食事代、茶菓子代、生花代、名刺入れ購入費、清掃用品及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。

- ・ 1部を超える府職員録の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、タクシー料金、駐車料金、ガソリン代、宿泊料、事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、テレビ受信料、電話料金、携帯電話料金、事務機器リース代、備品購入費

46 多賀久雄議員

- ・ 車両の維持経費、茶菓代及び日常生活用品に係る経費は、目的外支出である。
- ・ レタックス代は、目的外支出と判断した。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
また、人件費支出の対象とならない者に係る旅費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、ガソリン代、事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、レンタルサーバー代、コピー代、人件費

47 稲荷義晴議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金、事務機器リース代、コピー代

48 酒井国生元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 個人として加入している団体等の会費及び飲食を主目的とする懇談会への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったため、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、ガソリン代、事務所賃借料、電話料金、FAX使用料

49 奥田敏晴議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食代及び飲食を主目的とする懇談会への出席に係る経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、ガソリン代、タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガレージ代、光熱水費、テレビ受信料、電話料金、コンピュータサポート料、事務機器等リース代、備品購入費

50 北尾茂議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
ガソリン代、事務所賃借料、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、インターネット用PHS代、事務機器リース代、人件費

51 木村繁雄元議員

- ・ 領収書等で支出を確認できない経費は、目的外支出と判断した。

- ・ 調査委託に係る経費について、委託契約書及び報告書等を確認できなかったため、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
車両運転サービス代、ガレージ代、通信費、電話料金、携帯電話料金、人件費

52 坪内正一議員

- ・ 謝礼先等が明らかでない図書カード購入費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 車両の維持経費、茶菓代及び清掃用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガソリン代、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金、事務通信機器リース代、人件費

53 中小路健吾議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、タクシー料金、高速料金、駐車料金、ガソリン代、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金、事務機器リース代

54 明田功議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 車両の維持経費及び飲食代は、目的外支出である。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認ができなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、高速料金、駐車料金、コピー代

55 大野征次議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 清掃用品及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
高速料金、ガソリン代、事務所賃借料、光熱水費、テレビ受信料、電話料金、インターネット利用料、事務機器リース代、人件費

56 上村崇議員

- ・ 茶菓代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、電話料金、光熱水費、事務機器リース代、人件費

57 巽昭議員

- ・ レタックス代及び領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 自治会費、政治資金規正法関係の手引書の購入代、茶菓代及び清掃用品に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。
また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外

支出と判断した。

- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認できなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
タクシー料金、ガソリン代、事務所賃借料、浄化槽メンテナンス料、光熱水費、電話料金、事務機器リース代

58 田中英世元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
事務所賃借料、人件費

59 上田秀男議員

- ・ レタックス代は、目的外支出と判断した。
- ・ 飲食代、募金、手みやげ代、茶菓代、生花代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 生計を一にする親族等に係る人件費は、給与支払報告書等の提出がなく、給与支払が客観的に確認できなかったことから、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、駐車料金、ガソリン代、事務所賃借料、ガレージ代、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、インターネット利用料金、事務機器リース代、備品購入費

60 高屋直志元議員

- ・ 車両の維持経費、手みやげ代及び茶菓代は、目的外支出である。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
交通費、高速料金、駐車料金、ガソリン代、ガレージ代、光熱水費、電話料金、携帯電話料金、事務機器リース代、人件費

61 伝宝和平元議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 平成18年度に支出していない経費及び個人として加入している団体等の会費は、目的外支出である。
- ・ 会議に引き続く飲食代が参加経費に含まれ不可分な場合は、5,000円を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 広報のポスティング経費については、配布する印刷物が確認できなかったことから、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
調査委託料、ガソリン代、事務機器リース代、コピー代、人件費

62 松岡保議員

- ・ 領収書等で支出が確認できない経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 個人として加入している団体等の会費は、目的外支出である。
- ・ 車リース代、食事代、茶菓代及び日常生活用品等に係る経費は、目的外支出である。
- ・ 各1部を超える議会手帳及び府職員録の購入経費は、目的外支出と判断した。
- ・ 広報印刷物の政務調査目的以外の掲載部分相当の経費は、目的外支出である。また、掲載内容が確認できなかったものは、一定の割合を超える部分を目的外支出と判断した。
- ・ 次に掲げる経費が計上されているが、一定の割合を超える部分は、目的外支出と判断した。
高速料金、駐車料金、ガソリン代、光熱水費、通信費、電話料金、事務所賃借料、事務機器リース代、備品購入費、人件費

別表第 1

平成 1 8 年度政務調査費の交付決定等の状況

< 交付決定 >

区 分		金 額 (円)	年 月 日
当初 交付 決定	会派	自由民主党京都府議会議員団	平成18年4月1日
		民主党・府民連合京都府議会議員団	
		日本共産党京都府議会議員団	
		公明党京都府議会議員団	
		京都府議会新政会	
		計	
	議員	京都府議会議員 (6 1 名分)	292, 800, 000
議員	京都府議会議員 (1 名分)	4, 400, 000	平成18年4月24日
変更 交付 決定	会派	自由民主党京都府議会議員団	平成18年4月24日
	会派	自由民主党京都府議会議員団	平成19年2月7日
	議員	京都府議会議員 (1 名分)	
交付 決定 累計	会派	自由民主党京都府議会議員団	
		民主党・府民連合京都府議会議員団	
		日本共産党京都府議会議員団	
		公明党京都府議会議員団	
		京都府議会新政会	
		計	
	議員	京都府議会議員 (6 2 名分)	296, 800, 000
会派・議員計		371, 000, 000	

< 額の確定 >

額の 確定	議員	京都府議会議員 (1 名分)	4, 400, 000	平成19年4月5日
	会派	自由民主党京都府議会議員団	31, 000, 000	平成19年5月24日
		民主党・府民連合京都府議会議員団	16, 800, 000	
		日本共産党京都府議会議員団	14, 400, 000	
		公明党京都府議会議員団	7, 173, 903	
		京都府議会新政会	4, 800, 000	
		計	74, 173, 903	
議員	京都府議会議員 (6 0 名分)	286, 240, 903		
議員	京都府議会議員 (1 名分)	4, 800, 000	平成19年6月13日	
確定 額 累計	会派	自由民主党京都府議会議員団	31, 000, 000	
		民主党・府民連合京都府議会議員団	16, 800, 000	
		日本共産党京都府議会議員団	14, 400, 000	
		公明党京都府議会議員団	7, 173, 903	
		京都府議会新政会	4, 800, 000	
		計	74, 173, 903	
	議員	京都府議会議員 (6 2 名分)	295, 440, 903	
会派・議員計		369, 614, 806		